

井原市賃上げ促進設備導入補助金 Q&A (R6. 1. 15版)

井原市賃上げ促進設備導入補助金を活用する際にご確認いただき、申請の参考としてください。

※随時、更新・追加などを行いますのでご注意ください。

制度全般について

Q1 すでに導入した設備について申請することはできますか。

A1 導入後に申請することはできません。設備導入前に交付決定を受けておく必要があります。なお、交付申請のためには先に先端設備等導入計画の認定を受ける必要があります。

Q2 交付申請はいつまでに行えばいいですか。

A2 交付申請期限は令和6年9月30日です。ただし、交付決定額が予算額に達し次第、申請受付を打ち切ります。予算残額についてはホームページにて随時更新しますのでご確認ください。

Q3 一度の交付申請で補助上限額に到達していない場合、複数回申請できますか。

A3 申請は一度限りです。

Q4 複数の設備について申請することはできますか。

A4 一度の申請で複数の設備について申請することはできますが、各設備が100万円以上である場合に限りです。

Q5 リースや割賦販売の設備を購入する場合、対象となりますか。

A5 対象となりません。

Q6 賃上げ促進設備導入補助金と先端設備等導入促進事業補助金を併せて使えますか。

A6 同一設備について両方の補助金を使うことはできません。なお、他の団体が行う補助制度も併用できません。

Q7 変更申請が必要なのはどのような場合ですか。

A7 交付申請時に記載した取得予定年月日から変更がある場合などです。

Q8 交付申請に記載していた設備の導入を中止する場合、どのような手続きが必要ですか。

A8 中止届出書の提出が必要です。

Q9 交付決定後に導入する設備を変更できますか。

A9 原則、変更できません。導入を予定していた設備が廃版になるなどで後継機種を導入する場合、変更申請を行ってください。

Q10 交付申請時よりも実際の取得価額が高額となりました。補助金は増額されますか。

A10 増額はできません。交付決定の金額内での交付となります。なお、取得価額が低額となった場合、補助金額を再計算し交付します。また、設備1件の取得価額が100万円未満となった場合には補助金が交付されません。

Q11 設備の支払いはどのように行えば良いですか。

A11 銀行振込にしてください。クレジットカード、他取引との相殺払、手形、小切手、ファクタリングによる支払などは認められません。

Q12 ネットバンキングの場合、支払いの証明書類は何を出せばいいですか。

A12 支払日、支払元口座、支払先口座、支払金額が明示されている画面を印刷してください。その際、必要な情報以外は黒塗りなどで対応してください。

(裏面へ続きます)

賃上げについて

Q13 従業員が居ない場合は対象になりますか。

A13 対象となりません。

Q14 従業員全員の給与を比較するのですか。

A14 比較対象は、設備を導入する事業所に導入前後ともに継続して所属し、導入後の設備の使用に直接携わる従業員全員です。給与のうち、基本給を時給換算して比較します。

Q15 設備導入前後でどの月を比較するのですか。

A15 設備導入前は、令和5年12月から設備導入日が属する月までの任意の月とします。設備導入後は、設備導入日から3か月以内の任意の月とします。

Q16 月額支給や日額支給の従業員について、時給換算は実労働時間で行いますか。

A16 比較する月によって勤務日数や時間が異なることから、実労働時間ではなく、1日8時間、1か月20日で計算します。

Q17 設備導入を見越して先に賃上げをする場合、対象ですか。

A17 先端設備導入計画の認定後に賃上げを行った場合は対象です。ただし、賃上げ前後の給与を比較した賃上げ状況報告書で1.5%以上の賃上げ率が必要です（比較対象月についてはQ15参照）。

Q18 実績報告の際、賃金台帳の写しは従業員全員分必要ですか。

A18 比較対象となる従業員分のみです（Q14参照）。

Q19 賃上げとはベースアップが必須ですか。

A19 必須ではありません。定期昇給も含め、対象となる従業員に対して支払った基本給について計算し、1.5%以上増加していれば対象となります。

Q20 従業員が事業主の家族のみですが、対象ですか。

A20 事業主の家族のみであっても、雇用保険や労働保険に加入している場合は対象となります。

Q21 報告書や賃金台帳に個人名が必要ですか。

A21 必要ありません。ただし、区別できるように、報告書と賃金台帳にABC標記を行ってください。

Q22 賃上げはいつまでに行えば良いですか。

A22 実績報告書の提出の際、賃上げ後の給与支払いが済んでいる必要があります。なお、実績報告書の提出は設備導入の3か月後の末日又は令和6年12月27日のいずれか早い日までです。

Q23 導入する設備の使用に直接携わるのが役員の場合、対象になりますか。

A23 対象となりません。

対象設備について

Q24 設備を更新する場合、対象ですか。また、増設する場合も対象ですか。

A24 更新、新設、増設など、導入の形態は問いません。ただし、先端設備等導入計画の認定にあたり、労働生産性や投資利益率の要件を満たしている必要があります。

Q25 導入する設備を自社で施工・製造する場合、対象ですか。

A25 対象外です。